く納品し終わり、支払についての確認をしようと

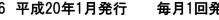
務委託契約書が送られてきたのですが・・・。 発注先の担当者に問い合わせると、一方的に業

い場合は、

取引委員

は非常に短く、増田さんは社員に深夜残業をさ された納品日に何とか間に合わせました。納期 れただけで作業に取りかかることとなり、指定

せて納品しなくてはなりませんでした。ようや





下請 代金支払遅延等防

中小企業トラブルは 怖くない

登場人物・・

なりました。ところが発注先の担当者が忙し らの委託で、建築設計図面の作成を行うことに

建設会社からの受注も毎月、順調に増え、忙し

田さんは建築設計会社を経営しています。

く、契約書の締結を待たずに仕事内容を伝えら

●増田さん (株)スパイス代表

■宮下弁護士 健全な企業の力になりたいと願い、研鑚を続ける弁護士 下正彦

ではそのように取り決めています。れるべきものです。公正取引委員会社は、翌月の末までに支払う」とさが、毎月末日までに請求し、相手会の二)。本来、この契約は「当社 の二)。本来、この契約は「らないことになっています。から六〇日以内に支払わなけ 法では一定の下請代金は、その典型的なケースに当たります。防止法(以下、下請法)に違反 となる製品やサー **宮下** これ 支払いが六○日より遅れた日数分に もしA社がこれに違反した場合、 年一四・六%の割合 ビスを受領した日 請代金支払 法)に違反する その対象 ればな

なりません。これだと「こちらなりません。これだと「こちらなりません。これだと「こちら」を払期日が出来高を計算してから」支払期日が出来高を計算してから」ではなく、「A社がおっていました。これだと「こちら までに支払うという内容の契約に から委託料を計算し、 書が 手 .送ら から 毎月末日 れてきたの どの ような 翌々月の までに出来 いですか?

目立った行動をとって仕事を

ません。 一週間と非常に短いもらないのでしょうか。 まうと、 ょうと、私どもとしても納得がいきで、もし委託料の支払いが遅れてし一週間と非常に短いものだったのらないのでしょうか。今回、納期は このような条件 法律違反にな

今後大事な 会に申告 取 引先になると思うの 告してもらうことも 業界大手で

ます。しかし、毎回をった悩ますところであるのはよくわかりとって、取引先との関係が最も頭をとって、取引先との関係が最も頭を とって、取引先との関係が最もで**宮下** 確かに中小企業の経営者にらされないかと心配です。 務状況が不安定なものにもなりかねければ、御社の職場環境や、特に財務委託が締結されないまま仕事を続ます。しかし、毎回きちんとした業 ません。 務状況が不安定 ŋ

思います。ここでは下請法につい動は理解し、把握しておくべきだ できることや、 したがって、 しっかりと理解しておきまし 把握しておくべきだと 相手方に対して主張 執ることができる行

下腈代金支払遅延等防止 法

定めること、 **宮下** 全ての取引 は委託契約書を交す際の親事業者の 業者と呼ばれていますが 認しておかねば きには前もって書面で契約内容を A社のような立場の会社は親事 保存すること、 延滞利息を支払うことを ②取引記録の書類 なりません。 引に共通して当て 仕事を受注すると 下請法で 下請 類を 日 が を で